

# 宮城県小牛田農林高等学校同窓会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は宮城県小牛田農林高等学校同窓会といい、事務局を同校内に置く。

第2条 本会は会員の親睦を図り会員の品位と知識を高め母校の興隆に資すると共に、農林業及び地域社会に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 総会及び役員会など必要と認める会合の開催
- 2 講演、講習会、研究発表などの開催
- 3 会員名簿及び会誌の発行
- 4 その他必要と認める事業

第4条 本会は各地域毎に支部を置く。

- 2 支部に関する規定は別にこれを定める。

## 第2章 会 員

第5条 本会の会員を分けて次の3種類とする。

- 1 正 会 員 宮城県小牛田農林高等学校（創立から現在校名の前までの学校名含む。）（以下「本校」という。）の卒業生
- 2 準 会 員 正会員以外で本会に入会を希望し、役員会で承認を得たる者
- 3 賛助会員 本校に在職した職員

## 第3章 役員・評議員・事務局

第6条 本会に次の役員・評議員及び事務局員を置く。

- 1 会長1名、副会長3名、顧問若干名、参与1名、会計1名、監事3名、幹事若干名、
- 2 評議員若干名
- 3 事務局長1名、事務局員若干名

第7条 会長、副会長、監事は、総会において選出する。

- 2 顧問は、総会に諮って会長が委嘱する。
- 3 参与は、本校の校長とし、会長が委嘱する。
- 4 会計は、本校の事務長とし、会長が委嘱する。
- 5 幹事は、役員会において推薦し、会長が委嘱する。
- 6 評議員は、別に定める基準（別表第1）による人数を支部毎に推薦した者と支部長（原則）とし、会長が委嘱するものとする。
- 7 事務局長は、本校の教頭とし、会長が委嘱する。
- 8 事務局員は、本校の総務部員とし、会長が委嘱する。

第8条 会長は会務を統理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるほか役員会に出席し、意見を述べるができる。
- 4 参与は、本会の運営について助言を行い、会の運営に参加する。
- 5 会計は本会計をつかさどる。
- 6 監事は会計を監査する。
- 7 幹事は会務を掌理し参与する。
- 8 評議員は評議員会の議事に参与する。
- 9 事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を担当する。
- 10 事務局員は、事務局長を補佐する。

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後、後任者が決まるまでその職務を行うものとする。

#### 第4章 会 合

第10条 本会の会合は総会及び役員会並びに評議員会とし、会長がこれを招集する。

第11条 総会は毎年8月第一日曜日にこれを開く。但し評議員会において必要と認めたとき、臨時にこれを開くことができる。なお、予算の執行については評議員会に委ねる。

- 2 総会において次の事項について審議し、これを議決する。
  - (1) 事業の計画、報告の承認
  - (2) 予算・決算の承認
  - (3) 役員を選出
  - (4) 会則の改正
  - (5) その他必要とする事項

第12条 評議員会は毎年総会開催前にこれを開く。但し、会長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の2以上の者から請求があったとき臨時にこれを開くことができる。

- 2 評議員会は、第6条に定める役員をもって構成する。
- 3 評議員会は次の事項について審議する。
  - (1) 事業の計画、報告
  - (2) 予算、決算
  - (3) 役員を選出
  - (4) 会則の改正
  - (5) 総会に関する事
  - (6) その他必要とする事項

第13条 役員会は必要に応じ、これを開き会務運営の審議立案に当たるほか、会務を処理執行する。

役員会は、第6条に定める役員から評議員を除いた者をもって構成する。

第14条 総会及び評議員会の議長は、出席者から選出する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第15条 会合の議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第5章 会 計

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 運営上、特別会計を置くことができる。

第17条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

第18条 正会員並びに準会員は、入会の際会費として永年会費6,300円を納入するものとする。ただし、永年会費の徴収は在校中とし、年間2,100円を徴収する。退学等の場合は返金する。

## 第6章 そ の 他

第19条 会員が住所、氏名、又は職業の変更などあるときは、必ず本会事務局に報告しなければならない。

第20条 この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要な事項は役員会に諮って会長が別にこれを定めることができる。

## 附 則

この会則は昭和43年4月1日からこれを施行する。

一部改正 昭和61年8月3日（監事規定）

一部改正 平成4年8月2日（条文整備）

一部改正 平成17年8月7日（条文整備）

一部改正 平成22年8月1日（条文整備）

一部改正 平成23年8月7日

一部改正 平成24年8月5日（会計規定）

### 別表第1（第7条関係）

同窓会支部に関する規程によって設定した支部の評議員選出基準は次のとおりとする。

支 部 会 員 数	評議員数
100名未満	1名
100名以上 200名未満	2名
200名以上 400名未満	3名
400名以上 500名未満	4名
500名以上	5名

## 宮城県小牛田農林高等学校同窓会支部に関する規程

第1条 支部の名称は、宮城県小牛田農林高等学校同窓会であることを表す文字を用うるものとする。

第2条 支部を設定したときは、次の事項を具し本部に届け出るものとする。

- 1 支部の名称
- 2 支部長（役員）の氏名
- 3 事務局の所在地
- 4 支部規則
- 5 所属会員名簿
- 6 支部の区域

第3条 支部長は支部を統理し、必要に応じて会合に出席し、本部との連絡・調整に当たるものとする。